

○秦野市防犯協会防犯灯設置及び管理に関する要綱

(平成元年 4 月 1 日施行)

改正 平成 2 年 4 月 1 日 平成 3 年 4 月 1 日
平成 3 年 10 月 1 日 平成 25 年 4 月 1 日
平成 27 年 4 月 1 日 令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、夜間の交通安全と犯罪防止のための防犯灯設置基準及び管理について、必要な事項を定める。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 秦野市自治会連合会に所属する自治会をいう。
- (2) 防犯灯管理組合 自治会に属さない一団地、又は、複数の自治会で結成した団体で当該地域の防犯灯を管理する団体と防犯協会長が認めたもの。
- (3) 防犯灯 秦野市防犯協会に帰属し、自治会又は防犯灯管理組合(以下「自治会等」という。)が管理する道路照明灯で交通安全と犯罪防止のために終夜点灯するものとし、商店街の装飾灯、広告灯、観光灯、公園灯並びに交通安全施設としての道路照明灯等を除く。

(設置の申請等)

第 3 条 防犯灯は、原則として自治会長、防犯対策部長又は防犯灯管理組合の代表者(以下「自治会長等」という。)の申請により防犯協会長が設置するものとする。

2 防犯灯の新設、移設、建替え及び廃止の申請は、防犯灯新設・移設等申請書(第 1 号様式)によるものとする。

(土地の承諾)

第 4 条 申請者は、防犯灯を設置しようとする土地が私有地である場合は、土地使用承諾書(第 2 号様式)によりあらかじめ当該所有者の承諾を得て申請するものとする。

2 前項における土地の使用料は無償とする。

(設置の決定等)

第5条 防犯協会長は、前条の申請があったときは、次条の規定に基づき、申請書類の審査及び現地調査を行い次条に定める基準に適合し必要と認めるときは、防犯灯設置・移設決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 基準に適合しない等の理由で設置できないときは、文書によりその旨を申請者に通知するものとする。

(設置場所等の基準)

第6条 防犯灯の設置場所等の基準は、原則として次の定めるところによる。

(1) 不特定多数の者が通り抜けのできる道路で、夜間の交通安全及び防犯上必要な場所。ただし、袋小路であっても公道の場合は、当該道路に接する住宅がおおむね7戸以上あるとき又は、当該道路の延長がおおむね50メートル以上のときは、この限りでない。

(2) 防犯灯の設置間隔は、道路の直線部分においておおむね40メートル以上であること。ただし、曲線部分又は樹木、看板等の障害物のため見通しが悪く、防犯上又は交通安全上防犯協会長が必要と認める場合は、この限りでない。

(3) 設置する防犯灯は原則としてLED(20ワット蛍光灯相当の照度のもの)とする。ただし、道路幅員が6メートル以上の交差点付近又は急カーブ等で防犯協会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(4) 既設防犯灯の建替え等にあつては、原状維持を原則とする。

(5) 防犯灯は、可能な限り東電柱又は電話柱に添架するように努め専用柱は必要最小限にするように努めるものとする。

(自費工事等)

第7条 自治会長等は、前条に定めた基準に準じて自治会等が設置した防犯灯について、防犯協会に移管したい場合は、防犯灯移管申請書(第4号様式)により防犯協会長に申請するものとする。

2 前項の規定に基づき申請があった場合は、防犯協会長は、第6条に定める基準に照らしおおむね適当と認めた場合は、これを受納するものとし、防犯灯受納書(第5号様式)を交付するものとする。

3 開発行為等に伴い設置した防犯灯についても、前各号を準用するものとする。

(維持管理)

第 8 条 防犯灯の維持管理は、次に掲げる役割分担により行うものとする。

- (1) 自治会長等の役割 防犯灯の故障を発見したときは、防犯協会事務局（以下「事務局」という。）又は指定事業者に連絡するものとする。
- (2) 指定事業者の役割 事務局又は自治会長等からの連絡により、契約期間内に防犯灯の修繕を行うものとする。
- (3) 事務局の役割 「秦野市LED防犯灯ESCO契約」に基づき、契約金を支払うものとする。

(費用負担)

第 9 条 防犯灯の設置、移設、建替え、修繕、電気料金等防犯灯の設置及び管理に係るすべての費用は、防犯協会が負担するものとする。

(補助金の交付)

第 10 条 都合により協会に移管することができない防犯灯のうち次の要件に該当するものに対し、維持管理費の一部を当該自治会に補助するものとする。

- (1) 当該防犯灯の維持管理費が自治会費又は管理費等直接自治会員の負担によって賄われているもの。
 - (2) 当該防犯灯が主として不特定多数の者が通行する公道上を照らしているもの。
- 2 毎年度 9 月 1 日現在において、前項に規定する要件に該当する防犯灯を保有する自治会等の長は、9 月 20 日までに防犯灯維持管理費補助金交付申請書(第 7 号様式)により申請しなければならない。
 - 3 補助金の額は、9 月 1 日現在の補助対象灯数に 1,200 円を乗じて得た金額とする。
 - 4 補助金の交付は、毎年度、10 月末日までに行うものとする。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 10 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 3 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までに係る電気料金負担金については、この要綱による改正前の第 9 条第 2 項を適用する場合において、同項中「100 円」とあるのは「50 円」と読み替えるものとする。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。